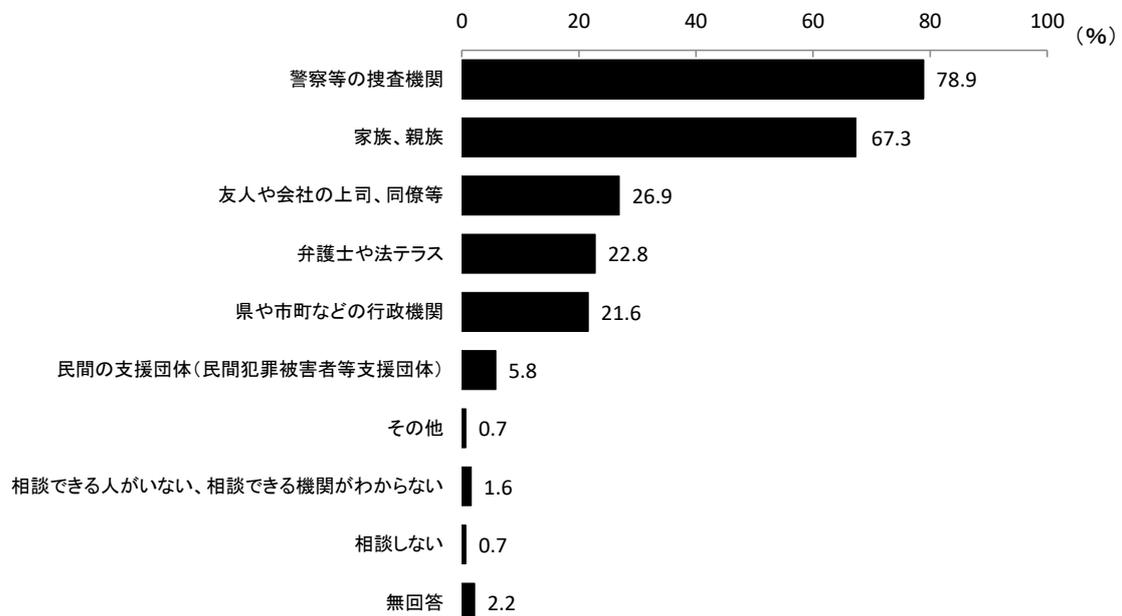


9. 犯罪被害者等支援について

9-1. 犯罪被害に遭った場合の相談相手

Q9-1 あなたが犯罪被害に遭ってしまった場合、誰に相談しようと思いますか。
(〇はいくつでも)

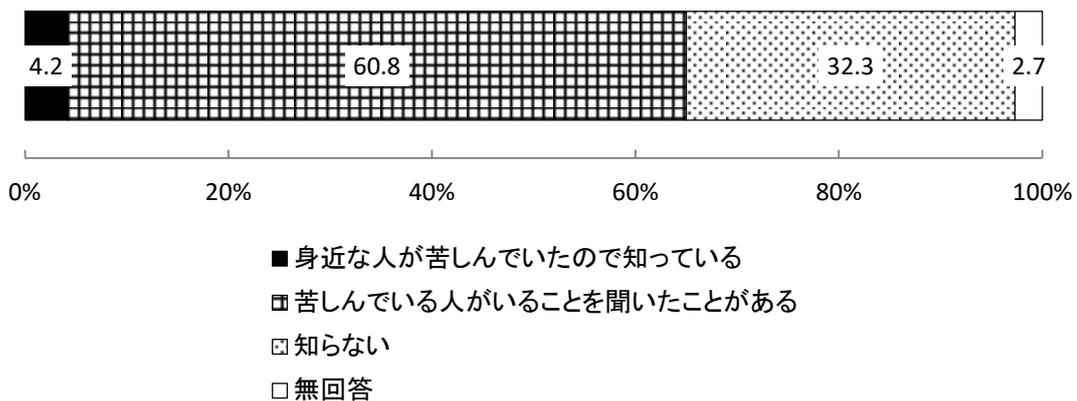


犯罪被害に遭った場合の相談相手について、「警察等の捜査機関」が 78.9%と最も高く、次いで「家族・親族」が 67.3%、「友人や会社の上司、同僚等」が 26.9%の順となっている。

9-2. 「二次的被害」の認知状況

Q9-2 あなたは、犯罪被害に遭われた方やその家族又は遺族が「二次的被害」により苦しんでいる実情があることを知っていますか。（○は1つ）

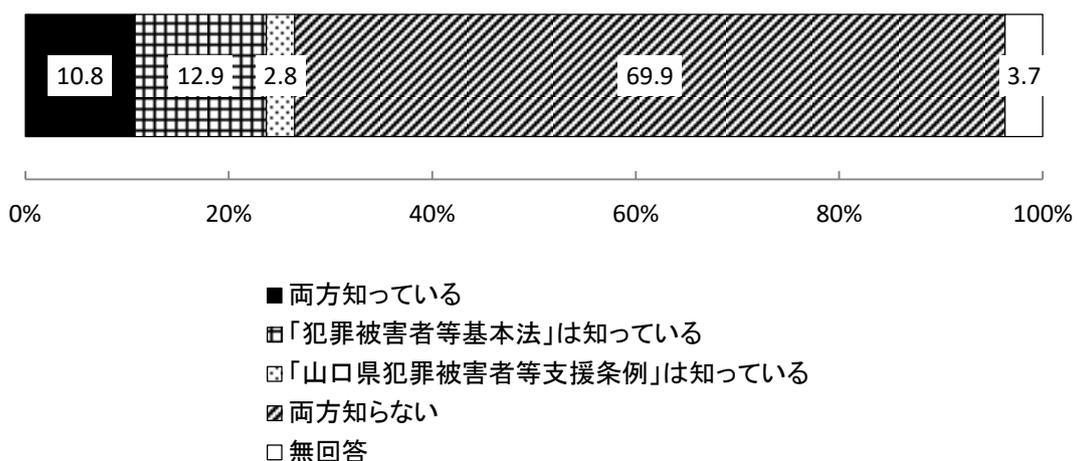
※二次的被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。



「二次的被害」の認知状況について、「身近な人が苦しんでいたのを知っている」が4.2%、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」が60.8%、「知らない」が32.3%となっている。

9-3. 「犯罪被害者等基本法」や「山口県犯罪被害者等支援条例」の認知状況

Q9-3 あなたは、「犯罪被害者等基本法」や「山口県犯罪被害者等支援条例」というものがあることを知っていますか。（○は1つ）



「犯罪被害者等基本法」や「山口県犯罪被害者等支援条例」の認知状況について、「両方知っている」が10.8%、「『犯罪被害者等基本法』は知っている」が12.9%、「『山口県犯罪被害者等支援条例』は知っている」が2.8%となっており、3項目を合わせた『両方または片方を知っている（計）』は26.5%となっている。一方、「両方知らない」は69.9%と約7割になっている。